

日本学術振興会

論文博士号取得希望者に対する支援事業

令和 5(2023)年度分・募集要項

令和 4(2022)年 6 月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、我が国の政府開発援助（ODA）の被支援国のうち、アジア・アフリカ諸国等の大学等学術研究機関に所属している研究者に対し、我が国の大学において、大学院の課程によらず、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）の規定に基づく論文提出によって博士の学位を取得することを支援する事業（いわゆる RONPAKU）を実施します。

本事業は、これにより支援を受ける者（以下「論博研究者」という。）を我が国に招へいし、我が国の大学において論博研究者を受入れ、研究指導を行う者（以下「日本側研究指導者」という。）の指導の下で研究を行う機会を与えるとともに、日本側研究指導者に対しては、当該国を訪問し現地において論博研究者の所属する大学等の研究指導者（以下「相手国側研究指導者」という。）と協力して研究指導に当たる機会を提供するなど、論文博士号取得のための支援を行うものです。

なお、申請は日本側研究指導者が行うものとします。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 対象国

我が国の政府開発援助（ODA）の被支援国のうち、以下の国・地域を対象とする。

アジア（含 中東）：アフガニスタン、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、カンボジア、シリア、スリランカ、タイ、トルコ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ヨルダン、ラオス、レバノン

アフリカ：アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト

NIS 諸国：アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン

※なお、パレスチナについても対象国に準じて取り扱う。

4. 申請資格（日本側研究指導者）

令和5(2023)年4月1日現在、我が国の国公私立大学において、大学院博士課程を担当する常勤の教授又は准教授。

万が一、申請者（日本側研究指導者）に非違行為があり、日本側研究指導者の所属機関又は学位申請予定大学が定める処分を受けた場合は、処分の日以後5年間は本事業に申請することができません。

5. 論博研究者候補者の要件

次に掲げる要件を全て備えている者。

- (1) 博士の学位を取得していない者。
- (2) 大学院の課程によらず、論文提出により、我が国の大学から博士の学位の取得を希望する者。
- (3) 一定の研究業績を有し、本事業により学位取得の見込みがあると認められ、かつ相手国側研究指導者及び所属機関長の推薦を受けている者。
- (4) 上記3. の対象国の国籍を有する者。
- (5) 対象国の大学等において、常勤の研究者としての地位を有している者、又は令和5(2023)年4月1日時点において有することが明らかである者。
- (6) 令和5(2023)年4月1日において年齢が45歳以下である者。

[注] (1) について、支援期間内に本事業によらず博士の学位を取得した場合は、支給経費の停止を含む所定の措置を講ずることとします。

6. 採用予定数

約9名

7. 支援期間

令和5(2023)年4月1日に開始するものとし、3年以内。

※ 新型コロナウイルス感染症に関する状況の推移により、本募集要項の記載事項に関する取扱いについて、柔軟な対応を行うことがあります。

8. 本会の支給経費（予定）

- (1) 支給総額1件あたり1会計年度につき120万円以内、総額360万円以内。
- (2) 支給経費の使途
旅費（招へい・派遣含む）、物品費、謝金、その他
- (3) 支給方法等

①事業の実施に要する業務については、日本側研究指導者の所属機関に対して、本会が「業務委託」する方法により行います。

②経費の支給及び執行については、会計年度単位処理とします。

9. 申請

- (1) 申請手続

申請は電子申請システムを通じて受け付けます。その際、電子申請手続と併せて必要書類（後述の②）が所属機関からメール提出された場合のみ、有効な申請となります。（申請者（日本側研究指導者）や論博研究者候補者からの個別申請及び郵送による申請は受け付けません。）

詳細は、ウェブサイト上の「電子申請のご案内」から「国際交流事業」を参照してください。

電子申請のご案内 https://www-shinsei.jpsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html

① 申請者（日本側研究指導者）の手続

申請書を作成し、所属機関の指定の期限までに、電子申請システム上で所属機関に提出（送信）する。

申請書は下表のように構成されます。

様式番号	様式名 ・ ページ数	作成者	提出方法
Form1	申請書 P1～3	日本側研究指導者	電子申請システムに入力
	P4～7	日本側研究指導者	
Form2	候補者調書 8 ページ	論博研究者候補者	Form1～3 の順に 1 ファイルに結合し、電子申請システムにアップロード
Form3	推薦書 1 ページ	相手国側研究指導者及び所属機関長	

申請にあたっては本会所定の様式をウェブサイトからダウンロードして使用してください。

新たな項目の追加や本来あるべき項目の変更・削除は認められません。また、様式に記載されている各項目が本来存在すべきページにない場合や別のページにまたがっている場合は不備書類として審査されることがあります。

様式のダウンロード <https://www.jpsps.go.jp/j-ronpaku/applicationforms.html>

申請内容ファイルは以下の順に 1 ファイルに結合してください。

- 1 ファイル目： Form1_申請書 (P4～7_4 ページ)
- 2 ファイル目： Form2_候補者調書 (8 ページ)
- 3 ファイル目： Form3_推薦書 (1 ページ)

[注] 連合大学院等での日本側研究指導者の所属機関と学位申請予定大学が異なる場合は、予め、学位申請予定大学の下承を得てください。

② 申請者（日本側研究指導者）の所属機関の手続

電子申請システム上で、申請者（日本側研究指導者）が提出（送信）した申請書の内容を確認のうえ、以下 (a) (b) を作業し、(b) を本会の申請受付期間内にメールにて提出する。

- (a) 候補者リストの確定
- (b) 申請件数一覧（兼受入承諾書）のダウンロード・必要事項の入力・PDF 化

提出先メールアドレス：ronpaku【*】jpsps.go.jp

(注) 【*】を@に置き換えてください。

(2) 申請受付期間

申請受付期間は所属機関長から本会に申請書類が提出される期限であり、申請者（日本側研究指導者）が所属機関長に申請書類を提出する期限は所属機関ごとに異なりますので、所属機関に必ず確認してください。

令和4(2022)年8月15日（月）～8月19日（金）17:00（必着）

10. 選考及び選考結果の通知

(1) 選考

- ① 選考は、本会の国際事業委員会において、書面審査及び合議審査により行われます。審査の詳細については、本会「論文博士号取得希望者に対する支援事業」ウェブサイト上の「選考方法」の項目を確認してください。

<https://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/selection.html>

- ② 審査方針は、以下のとおりです。

【審査方針】

- i) 論博研究者候補者に国際的な学術誌への掲載や受賞歴があるなど一定の研究実績があり、研究者としての成熟度が認められること。
- ii) 申請書の内容が、課程によらず論文提出による学位取得にふさわしいものであり、本事業の支援期間内（3年以内）に学位取得の見込みがあると認められること。
- iii) 申請者（日本側研究指導者）が適切であり、論博研究者候補者との連絡等が十分で、研究指導計画が具体的であること。
- iv) 論博研究者候補者の受入機関における受入体制が十分に整っていること。
- v) 書面審査の評点ばかりでなく、理由、意見等にも十分配慮すること。
- vi) 審査の判定は、採用・不採用の2種とすること。

[注] 所属機関内で承認手続き等が必要な研究計画について

研究計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする研究など法令等（国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域の指針・法令等を含む）に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策や措置を講じるのかについても審査の対象となります。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。

(2) 選考結果の通知

- ① 選考結果については、令和4(2022)年12月下旬頃（予定）に本会理事長から所属機関の長に文書で通知します。採否を問わず、本会から論博研究者への通知を直接行うことはありません。
- ② 採用された論博研究者及び日本側研究指導者の氏名、研究課題名等を本会のウェブサイト上で公開します。
- ③ 不採用となった場合申請者（日本側研究指導者）には全申請におけるおおよその位置付けを開示します。

[開示内容]

不採用の申請を以下の3段階に区分し、およその位置付けを示します。また、参考のため、全申請数及び採用者数を示します。

不採用 A (不採用の中で上位)

不採用 B (不採用の中で中位)

不採用 C (不採用の中で下位)

[注] 選考及び結果の通知に関する個別の問合せには応じられません。

11. 研究指導の実施

- (1) 論博研究者は、支援期間中、本会が承認した計画に従って来日し、日本側研究指導者の指導の下で研究を行うものとします。来日回数・日数について上限はありません。ただし研究計画にない第三国への渡航は認められません。
- (2) 日本側研究指導者は、支援期間中、必要に応じて本会の承認する計画に従って当該国を訪問し、論博研究者の研究指導を行うものとします。訪問回数・日数について上限はありません。ただし研究計画にない第三国への渡航は認められません。
- (3) 1会計年度につき、来日日数及び訪問日数の延べ日数が30日以上となるよう計画してください。
- (4) 本会は、日本側研究指導者から提出される論博研究者の研究の進展状況報告に基づき、次年度への支援の継続の可否を決定し、日本側研究指導者の所属機関の長を通じて通知します。
- (5) 論博研究者の研究遂行上必要であると認められる場合には、日本側研究指導者により本会に届け出があった研究指導協力者が必要な指導を行うことができます。研究指導協力者は我が国の大学等学術研究機関に勤める常勤の研究者とします。研究指導協力者は、日本側研究指導者同様に、論博研究者の受入指導に携わり、また論博研究者の所属機関を訪問して指導を行うことができます。

※ 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策措置の強化により外国人の新規入国が停止されるなど、これまで（令和1（2019）年度から令和3（2021）年度）の本事業採用者につきましても来日困難な状況が続いているため、申請時の計画通りに交流できないケースが頻発しています。本募集要項の採用者につきましても同様に、申請時の計画通りに交流することは困難となる可能性が予想されるため、申請にあたっては、予めご承知おきください。

12. 論博研究者の義務

論博研究者は、以下の(1)及び(2)に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は、「論文博士号取得希望者に対する支援事業 事務手続の手引」の記載事項を厳守してください。記載事項を厳守しなかった場合、論博研究者採用の取消し、既に配分された経費等の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

- (1) 論博研究者に、支援期間中、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の内外を問わず、全ての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載等が認められた場合には、本会は採択決定の取り消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。
- (2) 論博研究者は、競争的研究費等の不正使用等や教育研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等。以下「教育研究活動における不正行為」という。）を行わないように、文部科学省、本会及び日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の定めるルールに従い研究活動を行うこと。

13. 日本側研究指導者（研究指導協力者を含む。以下同様。）とその所属機関及び学位申請予定大学の役割

日本側研究指導者とその所属機関及び学位申請予定大学は、以下の（1）～（6）に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は、「論文博士号取得希望者に対する支援事業 事務手続の手引」の記載事項を厳守してください。記載事項を厳守しなかった場合、論博研究者採用の取消し、既に配分された経費等の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

- (1) 日本側研究指導者は、論博研究者候補者及び相手国側研究指導者と事前によく連絡をとり、支援期間内の論文博士号の取得について十分に検討すること。また、論文審査等に係る学位申請予定大学内の各種要件について十分に確認すること。
- (2) 日本側研究指導者は、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の協力を得て、論文博士号取得のために必要な研究環境を整えること。また、研究指導のほか、論博研究者の来日前に必要な手続き（査証の申請手続きを含む）及び宿舍の確保その他、我が国での生活に必要な事柄について助言を行うこと。
- (3) 日本側研究指導者は論博研究者に対し、支援期間中すべての人権侵害行為を行ってはならないことはもちろん、行ったと受け取られないよう特に言動を慎まなければならない。
- (4) 日本側研究指導者は、競争的研究費等の不正使用等や教育研究活動における不正行為を行わないように、文部科学省、本会、日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
- (5) 日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学は、日本側研究指導者及び論博研究者に対し、競争的研究費等の不正使用等や教育研究活動における不正行為が行われることがないように、文部科学省、本会及び当該機関の定めるルール（不正使用・不正行為を行った場合のペナルティを含む。）を告知し、遵守させること。
- (6) 日本側研究指導者の所属機関及び学位申請予定大学は、論博研究者の受入れにあたり第一義的な責任を有しており、受入れにあたっては競争的研究費等の不正使用等や教育研究活動における不正行為の防止について積極的に取り組み、また問題が生じた場合はその解決に努め、本会が求める場合には、これら問題について報告をすること。

14. 研究活動における不正行為及び研究費の不正使用等への対応

本会は、日本学術振興会「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号、以下「規程」という。）において、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて必要な事項を定めています。特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合、同規程に基づき措置を講じます。規程は 別紙1「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」を参照してください。

15. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）（※）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

16. 研究倫理教育

本事業の研究課題に参画する研究者等は、研究活動における不正行為を未然に防止するため、共同研究開始日までに自ら研究倫理教育に関する教材（『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eLCoRE]）、APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）等）の通読・履修をすること、または、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることが必要です。申請した課題が採択された後、研究代表者の所属機関には、本事業に参加する日本側研究者に対して、研究倫理教育を受講等させ、それを確認した旨の文書を提出していただきます。

17. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）します。

なお、採用された場合、論博研究者の氏名、日本側研究指導者の所属機関・職・氏名、学位申請予定大学、博士論文題目・要旨及び研究の進捗状況等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。また、本会事業の充実のための調査に協力願う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

特に EU を含む欧州経済領域及び英国所在の研究者が含まれる研究課題においては、「GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）」に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。GDPRの詳細に関しては、下記のウェブサイト等を参考にしてください。

個人情報保護委員会 <https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

18. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

19. 安全保障貿易管理

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪

用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（令和 4 年 5 月 1 日以降は特定類型に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受け入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryu/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

20. その他の注意事項

(1) 本会は、軍事目的の研究を支援しません。

論博研究者は軍事目的の研究を行わないこと、また申請者（日本側研究指導者）及びその所属機関は、本会が軍事目的の研究を支援しないことを理解し、同意することが求められます。

(2) 各国における学位の認証に係る条件をあらかじめ論博研究者候補者に確認させるようにしてください。

(3) 「13 (3)」に関し、万が一、非違行為があり、日本側研究指導者の所属機関又は学位申請予定大学が

定める処分を受けた場合は、処分の日以後 5 年間は本事業及び外国人研究者招へい事業に申請することができません。

- (4) 本会は、申請書の内容に虚偽、他人の申請書からの転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象としません。また、論博研究者が採用された後に、次のいずれかに該当すると本会が判断した場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講ずることとします。

- ①申請書又は本会への提出書類の記載事項に虚偽、転用、その他不正な記載があった場合
- ②支援期間内に論文博士号の取得が不可能、若しくは著しく困難となった場合
- ③論博研究者が、自国において常勤の研究者としての地位を有しなくなった場合
- ④論博研究者が、本事業の支援によらず博士学位を取得した場合
- ⑤論博研究者が日本国法令に違反した場合
- ⑥本会の指示に従わない場合その他本会に不利益を与えた場合
- ⑦その他相当の理由により、取り消し又は取止めがやむを得ないと振興会が判断した場合

- (5) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去 5 年間に本会の国際交流事業に採択されたことがある日本側研究指導者は、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との間に密接な関連性があると判断した場合、それを明確にしたうえで申請してください。

- (6) 募集要項、申請書様式及び関連情報はウェブサイト上からも閲覧及びダウンロードができます。

<https://www.jsps.go.jp/j-ronpaku/index.html>

<https://www.jsps.go.jp/english/e-ronpaku/index.html>

- (7) 研究者情報の researchmap への登録

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

- (8) 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会が交付する科研費をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

○日本学術振興会（実施方針）

https://www.jsps.go.jp/data/0pen_access.pdf

【参考 1 : 「オープンアクセス」とは】

査読付きの学術雑誌に掲載された論文を誰でもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

【参考 2 : オープンアクセス化の方法について】

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ①従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバゴ）（※1）後

（例えば 6 ヶ月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するウェブサイト等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、

当該論文をオープンアクセスとする方法

- ②研究コミュニティや公的機関が開設するウェブサイト等に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

※1 「エンバゴ」

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

※2 「機関リポジトリ」

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

※3 「セルフアーカイブ」

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属機関）が、ウェブサイト（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

21. JSPS-Net への登録について

JSPS Researchers Network (JSPS-Net) は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者 1 人が世界で活躍する一助となることを目指しています。また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

<https://www-jsps-net.jsps.go.jp/>

22. 連絡先

独立行政法人日本学術振興会 人物交流課「論博事業」担当

住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1

電話：(03)3263-2368 メールアドレス：ronpaku【*】jsps.go.jp

(注)【*】を@に置き換えてください。

研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程

平成18年12月6日

規程第19号

〔*「不正使用等への対応に関する規程」は
平成20年3月28日規程第3号により制定〕

改正 平成25年3月13日規程第4号

改正 平成27年4月1日規程第3号

改正 平成28年3月31日規程第35号

改正 平成29年8月8日規程第34号

改正 平成30年3月31日規程第40号

改正 令和4年3月11日規程第6号

(趣旨)

第1条 科学研究における不正行為や研究者等による競争的研究費等の不正使用等は、科学を冒瀆し、その発展を妨げるものであるとともに、人々の科学への信頼を揺るがし、貴重な国費を浪費するものである。その観点から、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）（以下、「研究活動のガイドライン」という。）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。令和3年2月1日改正）（以下、「管理・監査のガイドライン」という。）及び「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和3年12月17日改正）に基づき、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて、振興会の担う業務に応じて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」で定められたもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 「研究資金」とは、振興会が交付する全ての競争的研究費、研究奨励金及び委託費等をいう。
- (2) 「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、そのうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。

(3) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

(4) 「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。

(5) 「組織としての管理責任の履行」とは、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」が示す、特定不正行為及び不正使用に対応するため研究機関が行う適切な管理体制の整備をいう。

(対象となる研究活動)

第3条 対象となる研究活動は、研究資金の配分により行われる全ての研究活動とする。

(対象となる研究者等)

第4条 対象となる研究者等は、研究資金の交付を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

(対象となる研究機関)

第5条 対象となる研究機関は、研究資金の交付を受けている研究者等が所属する研究機関又は研究資金を受けている研究機関とする。

(告発等の受付)

第6条 特定不正行為又は不正使用等に関する告発又は告発の意思を明示しない告発に関する相談等（以下、「告発等」という。）は、原則として、被告発者が所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究機関（被告発者が振興会特別研究員の場合は当該者が専ら研究活動を行う受入れ研究機関とする。以下同じ。）が受け付ける。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発等を行う者（以下、「告発者等」という。）からの告発等を受け付けることができる。

(告発等受付窓口の設置)

第7条 振興会は、第6条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を監査・研究公正室に設置し、以下により告発等を受け付ける。

(1) 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付ける。

(2) 監査・研究公正室は、告発等があったとき、告発者等の所属・氏名・連絡先、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為又は不正使用等の態様、特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発等の有無、告発者等が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者等に対し第20条の内容を伝達する。

(3) 告発等が監査・研究公正室以外の部課室にあったときは、当該部課室は速やかに監査・研究公正室に連絡する。

(4) 監査・研究公正室は、受け付けた告発等に係る研究資金の種別に応じて、当該告発等の内容を当該研究資金担当課に連絡する。

(告発等の移送)

第8条 振興会は、告発等がなされた事案に関する研究資金の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるときは、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者等にこの旨通知する。

(告発等の取扱い)

第9条 告発等の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 振興会は、原則として、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為の態様が明示され、かつ特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠が示されている告発等のみを受理する。

(2) 振興会は、特定不正行為については、原則として顕名による告発等のみを受理する。ただし、匿名の告発等によるものであっても、その内容に応じ、顕名の告発等による場合に準じた取扱いをすることができる。

(3) 振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティにより特定不正行為又は不正使用等の疑いが指摘された場合には、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(4) 振興会は、受け付けた告発等について、振興会が当該告発等に係る事案の調査・事実確認（以下、単に「調査」という。）を行うべき機関に該当しないときは、第11条第1項に規定する調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付し、回付された研究機関に対して当該研究機関に告発等があったものとして当該告発等を取り扱うよう通知する。また、ほかにも調査機関が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発等について通知する。

(告発者等・被告発者の秘密保持)

第10条 振興会は、告発者等、被告発者、告発等の内容及び当該告発等に係る事案の調査の内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。

2 前項の規定にかかわらず、振興会は、調査事案が漏えいした場合、告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中の調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は要しない。

(告発等に係る事案の調査)

第11条 告発等に係る事案については、原則として現に被告発者が所属する研究機関若しくは告発等をされた事案に係る研究活動を行った際に所属していた研究機関又は被告発者が当該告発等をされた事案に係る研究活動を行っていた研究機関（以下、「調査機関」という。）が調査を実施する。

- 2 振興会は、調査機関から調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、当該調査機関における調査が適切に実施されるよう、必要に応じて指示を行うとともに、速やかにその事案の全容を解明し、調査を完了させるよう要請する。
- 3 被告発者が調査開始のとき及び告発等をされた事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、第1項に規定する調査機関による調査の実施が極めて困難であると振興会が認める場合は、当該事案に係る研究資金担当課が第1項の調査を実施する。
- 4 前項に規定する調査に関し必要な事項については、別に定める。

(調査中等における一時的措置)

- 第12条 振興会は、被告発者に対し、調査機関による調査結果の報告を受けるまでの間又は前条第3項に規定する調査の結果が確定するまでの間、当該事案に係る研究資金の執行停止を命ずることができるほか、被告発者に交付決定した当該事案に係る研究資金の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている研究資金の採択の決定又は交付決定を保留することができる。
- 2 前項に限らず、振興会は、特定不正行為又は不正使用等の一部が認定された場合、又は被告発者が自らの責任を果たさないことにより調査結果の報告が遅延している場合は、被告発者に係る研究資金について採択又は交付決定の保留、交付停止、関係機関に対する執行停止の指示等を命ずることができる。

(特定不正行為若しくは不正使用等が認定された者又は組織としての管理責任が履行されていない研究機関に対する措置)

第13条 次の各号の場合、理事長はただちに必要な措置を執る。

- (1) 調査の結果、特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合
- (2) 調査機関が、振興会が所管する競争的研究費に係る告発等の最終報告書を次のイからハで定める期限内に提出しない場合
 - イ 特定不正行為に係る調査においては当該調査機関の規程等を踏まえた調査期限内
 - ロ 不正使用に係る調査においては告発等を受け付けた日から210日以内
 - ハ イ、ロに限らず、報告書遅延に合理的な理由があると振興会が認めた場合は、別に設けた期限内
- (3) 文部科学省が、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件について、その履行が認められないと判断した場合
- (4) 文部科学省が、「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は研究機関における体制整備の不備による不正使用と認定した場合

(特定不正行為が認定された者に対する措置を検討する体制等)

- 第14条 特定不正行為があったと認定された場合、理事長は、研究活動の特定不正行為に係る対応措置を検討する委員会（以下、「検討委員会」という。）に対し、対応措置の検討を求める。
- 2 理事長は、検討委員会が調査機関等の認定に基づき、当該被認定者に対して執るべき措置について検

討した結果の報告を受けて措置を決定する。なお、当該被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

3 検討委員会の所掌事務及び組織等については、別に定める。

(措置の対象者)

第15条 措置の対象者は次の各号のとおりとする。

(1) 特定不正行為に関する措置の対象者は、次のイからロのとおりとする。

イ 特定不正行為に関与したと認定された者

ロ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う者として認定された著者

(2) 不正使用等に関する措置の対象者は、次のイからハのとおりとする。

イ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ロ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者

ハ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という。）に違反して使用を行った研究者

(措置の内容)

第16条 理事長が第13条第1号で執る措置の内容は、次のとおりとする。

(1) 事案に応じて、当該研究資金の交付決定を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。

(2) 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

(3) 措置の対象者に交付している研究資金がある場合、当該研究資金制度の定めに基づき、未使用の研究資金について返還させる。

(4) 措置の対象者に対し、一定の期間、研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、特定不正行為の場合は別表1、不正使用等の場合は別表2に定める期間とする。

(5) 前号の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る補助金等を交付しない期間等については別に定める。

2 理事長は、第13条第2号から第4号で執る措置として、「研究活動のガイドライン」又は「管理・監査のガイドライン」の定めるところにより、競争的研究費の間接経費措置額の削減又は配分の停止を行う。

(対象研究資金以外のものに係る特定不正行為及び不正使用等)

第17条 振興会は、本規程が対象とする研究資金に加え、次の各号において特定不正行為又は不正使用

等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しない。

- (1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的研究費
- (2) 前号に該当するものを除く「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」対象制度
- (3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

(措置の通知、報告)

第18条 振興会は、決定した措置及びその対象者等について、告発者等、措置の対象者及び対象研究機関、並びに措置の対象者が所属する研究機関に通知する。

2 振興会は、決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

(措置内容の公表)

第19条 振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表する。

(悪意に基づく告発等への対応)

第20条 振興会は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者等の氏名の公表、刑事告発等を行うことができる。

(措置と訴訟との関係)

第21条 措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、措置を行うための合理的かつ客観的な根拠が確認された場合は、訴訟の結果を待たずに措置を行うことができる。

2 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、措置内容の一部又は全てを撤回するものとする。

3 前項において、研究資金の返還がなされていた場合は、措置の対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第22条 振興会は、特定不正行為若しくは不正使用等を行った又は組織としての管理責任の履行を怠った場合にとる措置の内容及び措置の対象となる研究者等の範囲について、あらかじめ研究資金の公募要領及び委託契約書（附属資料を含む。）等に記載し、研究者等及び研究機関に周知する。

(雑則)

第23条 本規程に定めるもののほか、振興会の特定不正行為又は不正使用等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年規程第19号）

この規程は、平成18年12月6日から施行する。

附 則（平成25年規程第4号）

- 1 この規程は、平成25年3月13日から施行する。
- 2 平成25年4月1日より前に不正使用を行った者に対する振興会の所管するすべての研究資金を交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次の範囲内で不正使用の内容を勘案し相当と認められるものとする。
 - (1) 研究資金により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は1～2年間
 - (2) (1)を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は1～3年間
 - (3) 研究等に関連しない用途に使用した場合は1～4年間
 - (4) 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は1～4年間
 - (5) (1)から(4)にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は5年間
- 3 この規程の施行日から平成25年3月31日までの間、第7条中「総務企画部」とあるのは、「総務部」と読み替えるものとする。
- 4 競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程（平成20年規程第3号）は廃止する。

附 則（平成27年規程第3号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第12条第2項、第13条第2号及び第17条第2号、第3号は、不正使用においては、平成26年4月1日以降に配分した研究資金を対象とし、特定不正行為においては、平成27年4月1日以降に配分した研究資金を対象とする。

附 則（平成28年規程第35号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第34号）

この規程は、平成29年8月8日から施行する。

附 則（平成30年規程第40号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第6号）

この規程は、令和4年3月11日から施行する。

別表1（第16条第1項第4号特定不正行為関係）

措置の対象者		特定不正行為の程度	交付しない期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為があった研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

別表2（第16条第1項第4号不正使用等関係）

措置の対象者	不正使用の程度	交付しない期間	
I 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
II 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
III 偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	—	5年	
IV 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	—	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「嚴重注意」の措置を講ずる。

(1) 上記IIのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。

(2) 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。

(参考)

令和4年度中に公募予定のある学術国際交流事業一覧

(※令和4年4月1日現在)

事業の種類	事業名 (担当課)	事業概要	1件/1人当たり 支援内容	支援(実施)期 間	対象国・地域	対象分野	申請 締切	申請者
共同研究・セ ミナー・研究者交 流支援型	二国間交流事業 共同研究・セミナー (研究協力第二課)	個々の研究者交流を進展させた二国間の研究チーム等の持続的 ネットワーク形成を目指して、我が国の大学等の優れた研究者が相 手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施に要する経 費を支援。	【対応機関との 合意に基づく共 同研究・セミ ナー】 共同研究:100~ 250万円以内/年 度 セミナー:120~ 250万円以内 (対応機関により 異なる) 【オープンパー トナーシップ共 同研究・セミナー ・セミナー(大学 間連携)】 共同研究:200万 円以内/年度 セミナー:200万 円以内 セミナー(大学間 連携):300万円 以内	【対応機関との 合意に基づく 共同研究・セミ ナー】 共同研究:1年 以上3年以内 セミナー:1週 間以内 (対応機関により 異なる) 【オープンパー トナーシップ共 同研究・セミ ナー】 共同研究:1年 以上2年以内 セミナー:1週 間以内 セミナー(大学 間連携):1週 間以内	全地域	原則、全分 野(対応機 関によっ ては分野限 定)	9月	研究者
	特定国派遣研究者事業 (人物交流課)	我が国の研究者が相手国の研究者を訪問し、研究、意見交換等を行 うための経費を支援。	日本国内旅費	6~24カ月(派 遣国、対応機 関による)	フィンランド、ノ ルウェー	原則、全分 野	9月	研究者
	国際共同研究事業 スイスとの国際共同研究プログラム (JRP-LEAD with SNSF) (研究協力第二課)	我が国の大学等の優れた研究者がスイスの研究者と協力して行う 国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/ 年度	3年	スイス	募集回ごと の分野	6月	研究者
	国際共同研究事業 ドイツとの国際共同研究プログラム (JRP-LEAD with DFG) (研究協力第二課)	我が国の大学等の優れた研究者がドイツの研究者と協力して行う 国際共同研究のための経費を支援。	1,000万円以内/ 年度	3年	ドイツ	募集回ごと の分野	6月	研究者
	日独共同大学院プログラム (研究協力第二課)	日独の大学が共同課程(プログラム)を設定し、大学院博士課程の 学生や教員及びポストドク等の若手研究者を相互に派遣して、学生 の研究指導、論文指導を共同で行う取組を支援。	1,500万円以内/ 年度	5年	ドイツ	全分野	11月	所属機関また は部局長
	日中韓フォーサイト事業 (研究協力第一課)	日中韓の学術振興機関が共同で、世界トップレベルの研究拠点の 構築を目的として実施する共同研究・セミナー等の活動を支援。	5,000万円以内/ 5年間	5年	中国、韓国	年度ごとの 分野/テー マ	1月(予定)	所属機関また は部局長
	研究拠点形成事業 (研究協力第一課)	A. 先端拠点形成型 世界的水準の研究交流拠点の構築を目的として、世界各国の研究 機関との協力関係により実施する共同研究・セミナー等の活動を支 援。 B. アジア・アフリカ学術基盤形成型 アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に資するため、アジア・ アフリカ諸国の研究機関と実施する共同研究・セミナー等の活動を 支援。	1,800万円以内/ 年度 800万円以内/年 度	5年 3年	全地域 アジア・アフリカ	全分野 全分野	10月 10月	所属機関また は部局長
若手研究者研 鑽機会提供型	先端科学(FoS)シンポジウム (研究協力第一課)	日本及び諸外国の新進気鋭の若手研究者を対象に、先端科学のト ピックについて分野横断的な議論を行う合宿形式のシンポジウムを 実施。	往復航空賃、国 内交通費、滞在 費等	4日間	米国・ドイツと共 催(開催地:ドイ ツ)	社会科学・ 自然科学の 全分野	12月	研究者
	リンダウ・ノーベル賞受賞者会議派遣事 業 (研究協力第一課)	我が国の博士課程学生またはポストドク研究者を対象に、リンダウ・ ノーベル賞受賞者会議(於ドイツ)への参加を支援。	往復航空賃、外 国・国内交通費、 会議参加費(滞 在費を含む。)	1週間程度	ドイツで開催 参加者は世界 各国	年度ごとの 分野(自然 科学、経済 学)	8月	博士課程学 生、ポストドク 研究者
	HOPEミーティング~ノーベル賞受賞者 との5日間~ (研究協力第一課)	アジア・太平洋・アフリカ地域の大学院生等がノーベル賞受賞者をは じめとした著名な研究者や同世代の参加者と交流を行い、将来の同 地域の科学技術を担う研究者として飛躍する機会を提供。	国内交通費、滞 在費、その他参 加費等	5日間程度	日本で開催 参加者はアジ ア・太平洋・ア フリカ地域	年度ごとの 分野/テー マ	8月	博士課程学 生、ポストドク 研究者
外国人研究者の 招へい事業	外国人特別研究員(一般) (人物交流課)	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対し、我が国の大 学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して 研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航 空賃)、滞在費、 渡日一時金等	12か月以上24 か月以内	全地域	全分野	5月 9月	受入研究者
	外国人特別研究員(欧米短期) (人物交流課)	博士号取得前後の優秀な欧米諸国の若手研究者に対し、比較的短 期間、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導 のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業	渡航費(往復航 空賃)、滞在費、 渡日一時金等	1か月以上12 か月以内	欧米諸国(米 国、カナダ、欧 州連合(EU)加 盟国、英国、ス イス、ノルウェー 及びロシア)	全分野	6月 9月 1月	受入研究者
	外国人招へい研究者(長期) (人物交流課)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を比較的長期間招へい し、我が国の研究者と共同研究を行う機会を提供する事業	渡航費(往復航 空賃)、滞在費等	2か月以上10 か月以内	全地域	全分野	9月	受入研究者
	外国人招へい研究者(短期) (人物交流課)	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を短期間招へいし、我が 国の研究者との討議・意見交換や講演等を通じて関係分野の研究 の発展に寄与することを目的とした事業	渡航費(往復航 空賃)、滞在費等	14日以上60日 以内	全地域	全分野	5月 9月	受入研究者
	論文博士号取得希望者に対する支援 事業 (人物交流課)	日本の大学において学位取得を希望するアジア・アフリカ諸国等(我 が国の政府開発援助(ODA)の被支援国に限る)の研究者を我が国 に招致、あるいは日本人指導者を派遣する事により、論文博士号の 取得を支援。	120万円以内/年 度	3年以内	アジア・アフリカ 諸国等	全分野	8月	日本側研究 指導者